

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 一五
  - 公印を改刻しその使用を開始する件 一五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一五
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 一五
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 一五
  - 福島県資源管理方針を変更した件 一五
  - 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件二件 一五
  - 土地収用法により事業の認定をした件 一五
  - 津波災害警戒区域を指定する件 一五
  - 道路の区域を変更する件六件 一五
  - 道路の供用を開始する件七件 一五
  - 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 一五
  - 都市計画を変更した件 一五
  - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 一五
- ### 公 告
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 一六
  - 落札者を決定した件 一六
  - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 一六
  - 福島県教育委員会 一六
  - 福島県指定重要文化財として指定する件 一六
  - 福島県指定名勝として指定する件 一六

## 告 示

### 福島県告示第二百三十三号

公印を次のように新調し、令和七年四月一日その使用を開始する。  
令和七年三月二十八日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	公印管理者
21	福島県附属機関代表者印		総務部文書管財総室 文書法務課長
23	福島県現金出納員印（福島県福島空港事務所用）		福島県福島空港事務所 の福島県現金出納員
	福島県現金出納員印（福島県立あだち支援学校用）		福島県立あだち支援学 校の福島県現金出納員

（文書法務課）

### 福島県告示第二百三十四号

公印を次のように改刻し、令和七年四月一日その使用を開始する。  
令和七年三月二十八日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	公印管理者

23
福島県現金出納員印（福 島県立会津高等学校用）

福島県立会津高等学校 の福島県現金出納員

（文書法務課）

**福島県告示第二百三十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
みゆき歯科クリニック	会津若松市中央二丁目五番一号	令和七年二月二十八日
尾股整形外科医院	白河市立石一三三	令和六年二月三十一日
新町調剤薬局	喜多方市沼田六九九六番地	令和七年一月三十一日
医療法人森小児科医院	二本松市郭内二一三四一	同月一日
コスモ調剤薬局 郭内店	二本松市郭内一三三三五	同日
松本歯科医院	南相馬市原町区錦町一八一	令和六年二月三十一日
佐藤医院	伊達郡川俣町字五百田二〇一九	令和七年一月七日

**福島県告示第二百三十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCM矢野目店 福島県福島市南矢野目高畑二十一番地十一
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第二百三十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCM会津若松店 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第二百三十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

（社会福祉課）

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCM安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百三十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び小野町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ小野飯豊店 福島県田村郡小野町大字飯豊字坂東内前三十一番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百四十号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)薬王堂小名浜元分店 福島県いわき市小名浜元分十五

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百四十一号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和七年三月二十八日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(水産課)

**福島県告示第二百四十二号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和七管理年度(令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 くろまぐろ(小型魚)
  - 1 上半期(令和七年四月一日から同年九月三十日まで)
    - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
    - (2) 配分する数量 十一・四トン
  - 2 下半期(令和七年十月一日から令和八年三月三十一日まで)
    - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)
    - (2) 配分する数量 十一・五トン
- 二 くろまぐろ(大型魚)
  - 1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業
  - 2 配分する数量 二・〇トン

(水産課)

**福島県告示第二百四十三号**

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、するめいか及びぶりに関する令和七管理年度(令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 するめいか
  - 1 知事管理区分 福島県するめいか漁業

福島県告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 起業者の名称  
南相馬市
- 二 事業の種類  
南相馬市新庁舎建設事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
収用の部分 南相馬市原町区三島町二丁目地内  
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由  
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について  
南相馬市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎を整備する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
  - 2 法第二十条第二号の要件への適合性について  
起業者は、平成二十八年第一回南相馬市議会定例会において、本件事業及びそれに必要な予算について議決し、令和四年八月に策定した「南相馬市新庁舎建設基本計画」に基づき本件事業を行うこととしていることから、事業遂行の意思と能力がある者と認められる。  
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
  - 3 法第二十条第三号の要件への適合性について  
（一）得られる公共の利益  
南相馬市では、昭和四十三年に現在の本庁舎（以下「既設庁舎」という。）を建設したが、その後の行政需要の拡大に伴う職員数の増加等により、段階的に西庁舎、東庁舎の建設が進められ、現在は五つの庁舎による分散配置となっている。既設庁舎は老朽化が進んでおり、平成二十年四月に実施した耐震診断では、耐震性能が低いことが判明し、平成二十年度から平成二十一年度にかけて耐震補強改修工事を実施したものの、既設庁舎の改修は必要最小限の範囲において実施したものであり、平成二十一年八月に開催した庁舎改修工事検証調整会議においては、今後の既設庁舎の改修等にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、計画的に対応することの方針付けた。  
このような状況において、耐震補強改修工事の実施から既に十年以上が経過したことに加え、東日本大震災の影響による耐震性の低下が憂慮されており、また、既設庁舎では、機器配線等による構造上解消できない段差があるなど、バリアフリー対策が不十分であり市民サービスの低下を招いていることに加え、執務スペースが狭あいであるため、多様化する市民のニーズに対応できていないこと等様々な問題を抱えている。  
さらに、既設庁舎は災害対策拠点としての重要な役割があり、市民からも当該機能は重視されているが、情報集約や他機関との協働に配慮された災害対策本部室など、求められる機能が不足している。  
庁舎が五つに分散していることは、市民の利便性を著しく低下させているとともに、老朽化した既設庁舎の改修は限定された応急的な対応にとどまり、物理的にも機能的にも根本的な解決を図ることができず、災害時の拠点となる安全・安心な庁舎とは言い難い状況となっている。  
南相馬市では、既設庁舎の現状が市民利用にどのように影響しているのかを把握するため、市内の十八歳以上の市民八千人を無作為に抽出しアンケート調査を実施したところ、有効回答数の過半数は分散型配置となっている既設庁舎への不満・不便さを挙げ、「統合して一つにすべき」との回答が寄せられ、「南相馬市新庁舎建設基本計画」の素案に対するパブリックコメントにおいては、強固で安全な災害拠点を望む声も挙げられた。  
このような現状を踏まえ、本件事業は、分散している窓口を集約することにより、ワンストップで効率の良い行政サービスの提供が可能な環境を整備し、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインを導入することにより、市民にやさしく誰もが親しみをもち利用しやすい庁舎を目指すものである。加えて、災害時の電力確保機能や給水機能を多重化し、ライフラインの維持機能が強化された庁舎を整備することで、住民福祉の向上、行政事務の効率化及び庁舎の災害対策拠点機能の強化が期待できる。  
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。
  - （二）失われる利益  
本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）の対象外の事業であるが、起業者は、周辺環境に十分配慮した上で工事を施行することとしている。  
本件事業の起業地及び周辺地域における希少野生動物植物について、起業者が令和六年九月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、本起業地及び周辺地に関して提供できる情報はないとの回答を得た。

（水産課）

- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量  
二 ぶり
- 1 知事管理区分 福島県ぶり漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（十万二千トンの内数）の全量

ただし、野生動物は移動し、生息地を変える種類もいることに加え、工事実施の際には重機等による振動、騒音に配慮するよう意見があったため、起業者は、これらの事情に十分に配慮し工事を施行することとしており、工事区域内に貴重な動植物の生息が確認された場合には、専門家による指導・助言を受け保全に努めることとしている。

また、本件事業起業地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和六年十一月に南相馬市教育委員会に確認したところ、起業地は周知の埋蔵文化財包蔵地である三島町遺跡に該当するとの回答を得た。

南相馬市教育委員会では、埋蔵文化財の試掘調査を令和四年度から令和七年度にかけて実施しており、令和四年度に実施した試掘調査では、堅穴住居跡等の遺構が確認されている。同委員会から、保存協議において埋蔵文化財の損壊が免れない場合には、記録保存のための発掘調査を要するとの意見が付されている。そのため、起業者は、今後も試掘調査を継続し、保存協議における同委員会の意見に留意しつつ工事を施行することとしている。

(二) 事業計画の合理性

本件事業起業地の面積は、事業を施行するために必要かつ最小限の土地であると認められる。

また、本件事業における起業地の選定は、事業費が低廉であり、経済的合理性が図られること、利用者の利便性・安全性を確保することに留意し、三箇所の候補地を選定し、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

(四)

以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

既設庁舎は建設から約五十年が経過し、老朽化が進行しており、平成二十年度から平成二十一年度にかけて耐震補強改修工事を実施したものの、その後の東日本大震災の影響による耐震性の低下が憂慮されているほか、既設庁舎は、災害対策拠点としての重要な役割があるが、情報集約や他機関との協働に配慮された災害対策本部室をはじめとする防災拠点としての機能が不足しており、既設庁舎の改修では物理的に対応できない。

さらに、庁舎が分散配置されていることにより市民利便性を著しく低下させており、市庁舎として求められる役割を十分に発揮しているとは言えない状況である。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、市民から本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

このことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本件事業起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所  
南相馬市公有財産管理課

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百四十五号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十三条第一項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。  
令和七年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 津波災害警戒区域

いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び新地町の区域のうち次の図に示す区域

二 基準水位

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、福島県相双建設事務所及び福島県いわき建設事務所に備え置いて閲覧に供する。)

(河川計画課)

福島県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道原町川保線	伊達郡川俣町飯坂字古内二四番二地先から	変更前	一三・二〇	九五・八
	同 郡同 町飯坂字中道一五番二地先まで	変更後	一三・二〇 一七・三	

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道二九四号	郡山市湖南町赤津字小枝町一五一番二地先から	変更前	九・七〇	一四〇〇・〇
	同 市湖南町赤津字館山四六四八番地先まで	変更後	九・七〇 四〇・九	

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前	敷地の幅員	延長
		変更後		

一般国道二五二号	南会津郡只見町大字田子倉字鬼面山六三一番一地从先から	変更前	二二・〇〇	六一九・二
	同 郡同 町大字田子倉字鬼面山六三一番一地从先まで	変更後	二二・〇〇 一九七・九 一〇・二〇 一一三・三	

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字中妻字和田前六五番地先から	変更前	七・九〇	一五九・〇
	同 郡同 町大字中妻字和田前一五八番地先まで	変更後	七・九〇 一〇・七 一〇・〇〇 一六・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野 小高線	双葉郡檜葉町大字波倉 字細谷一三四番六三 地先から 同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで 同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更前 A 五・四 五二・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	双葉郡檜葉町大字波倉 字細谷七六番二地先 から 同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 五八・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 一六一・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 三、二四〇・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道広野	双葉郡檜葉町大字波倉	変更前 A 四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 五八・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 一六一・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一一・八 三、二四〇・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長

小高線	字原一七二番八地先から 同 郡同 町大字波倉 字細谷一三四番六三 地先まで 同 郡富岡町大字 字釜田四一番一 二地先 まで	変更後 B 一四・七 一〇四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡同 町大字波倉 字細谷七六番二地先 まで	変更後 B 一四・七 一〇四・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	同 郡同 町大字波倉 字細谷七六番二地先 まで	変更後 B 一四・七 三、一五二・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達市梁川町五十沢字寺木九九番 六地先から 同 市梁川町五十沢字夏窪三番一 地先まで	令和七年三月三十一日

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	伊達郡川俣町飯坂字古内二四番二地先から 同 郡同 町飯坂字中道一五番二地先まで	令和七年三月二十八日

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道平松梁川線	伊達市梁川町字南町谷川四番一地从先から 同 市梁川町字東塩野川四六番一地从先まで	令和七年三月三十一日

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道二九四号

郡山市湖南町赤津字小枝町一五一番二地先から  
同 市湖南町赤津字館山四六四八番地先まで

令和七年三月三十一日

**福島県告示第二百五十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道矢祭山八槻線	東白川郡塙町大字伊香字松原一六番一地从先から 同 郡同町大字伊香字松原七二番地先まで	令和七年三月二十八日

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字黒谷字町五三六番地先から 同 郡同 町大字黒谷字御蔵前一〇九八番地先まで	令和七年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道高崎田島線	南会津郡下郷町大字中妻字和田前 六五番地先から 同 郡同 町大字中妻字和田前 一五八番地先まで	令和七年三月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第百五十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
一般国道二 八九号 線	白河市老久保八八番六地先から同市鬼越九五番四地先までの上り 白河市老久保七三番一地先から同市南湖七二番二地先までの下り 線

(道路計画課)

福島県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、相馬地方都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
南相馬市原町区のうち、長野字広畑、北長野字南原田、字塚腰、字沢目、字山居前、

北新田字本町、字前沢目、字西内、字五反田、上北高平字貝餅、字太鼓田、字天神谷地、字西谷地、上高平字中里、字柳町、下高平字谷中、字雁明及び字西沢目の各一部の区域

二 都市計画から除外された土地の区域  
南相馬市原町区のうち、長野字広畑、北長野字南原田、字沢目、字塚腰、北新田字本町、字前沢目、字西内、字五反田、上高平字中里、字柳町、下高平字雁明及び字西沢目の各一部の区域

三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所事業部道路課

(都市計画課)

福島県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 須賀川市  
二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（須賀川市公共下水道）  
三 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日  
四 事業施行期間  
（変更前）昭和五十一年十二月十日から令和七年三月三十一日まで  
（変更後）昭和五十一年十二月十日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（令和二年福島県告示第九百六号）で認可した変更後の事業地に、須賀川市森宿字館ノ下、道久、御所宮前及び横山町の全部の地域の区域を加える。  
同事業地のうち、須賀川市森宿字前川原、スウガ窪、関表、沖、苧畑、中曾根及び江持字中丸の各一部の地域の区域を加える。

同事業地のうち、須賀川市森宿字ヒジリ田、御膳田、辰根沢、坪ノ内、安積田、ピワノ首、向日向の各一部の地域の区域を変更する。  
同事業地のうち、須賀川市八幡山、岩崎、稲荷町及び仁井田字大谷地の各一部の地域の区域を削除する。

使用の部分 変更なし  
(下水道課)

福島県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 南相馬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬地方都市計画下水道事業（南相馬市公共下水道（原町処理区）（鹿島処理区）（小高処理区））
- 三 事業認可の年月日 昭和三十六年八月十一日
- 四 事業施行期間  
（変更前）昭和三十六年八月十一日から令和七年三月三十一日まで  
（変更後）昭和三十六年八月十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

（下水道課）

公 告

公告第六十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和七年一月及び二月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年三月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

令和七年2月分  
（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査		保証票の検査	
項目	指摘事項					
混合有機質肥料	朝日物産株式会社	混合有機スーパー4号	TN、TP	—	—	—

蒸製玄 米粉	朝日物産株式会社	コーナT.L	TN	—	—	—
-----------	----------	--------	----	---	---	---

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量  
令和7年1月分及び令和7年2月分  
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 （及び商品名）	検査の結果				備考
			TN(%)	TP(%)	TK(%)	C/N	
堆肥	株式会社伊藤食品工業	伊藤肥料	0.6	0.2	0.5	21	61.9
堆肥	株式会社牛屋	牛ふん堆肥	1.0	1.4	1.8	17	46.7
堆肥	株式会社みずの	牛ふんたい肥1号	1.1	1.6	1.5	12	59.6
堆肥	株式会社伸ちゃん牧場	伸ちゃん牧場いわき牧場牛糞堆肥	1.0	1.8	1.6	16	58.0

注 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量  
（農業総合センター）

## 公告第66号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年3月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県財務会計システム処理用センタ機器一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局出納課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
F L C S株式会社 東京都千代田区練塀町3番地
- 5 落札金額  
195,338,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年12月24日

（出納総務課）

## 公告第六十七号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の2第4項の規定により、令和7年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（令和5年福島県告示第550号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和7年3月28日

福島県知事 内堀雅雄

## 第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者であること。

二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。

三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

## 第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から令和八年三月三十一日までとする。

## 第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

## 第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて提出する方法又は知事が別に定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、知事に当該資格の審査に係る申請をしなければならない。

## 第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する

県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者）にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七四一三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一五号	〇二四―九三三―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八―一三一―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二九一―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一―六二一―五三五四
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三二 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―一六一―一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六―二四一―六〇四三

第七 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙の提出又は知事が別に定める電子情報処理組織の使用により知事に届け出なければならぬ。

- 一 商号又は名称
  - 二 代表者の職氏名
  - 三 住所又は主たる事務所の所在地
  - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第八 この公告に関する問合せ先  
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和七年三月二十八日

福島県教育委員会

一 建造物の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
禅長寺山門・仏殿	山門 一字 仏殿 一字	宗教法人 禅長寺	いわき市小名浜大字林城字大門九番地	いわき市小名浜大字林城字大門一番地（禅長寺）
二棟計	二棟			

二 彫刻の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造如意輪観音坐像	一躯	宗教法人 新祥寺	南相馬市原町区本町一丁目六六番地	同上（新祥寺）

三 考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
人体像把手付土器	一個	柳津町	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙二三四番地	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙一五一番地（やないづ縄文館）

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定

定により、福島県指定名勝として、次のとおり指定する。  
令和七年三月二十八日

福島県教育委員会

名 称	旧高松宮翁島別邸庭園
所有者	福島県
所有者の住所	福島市杉妻町二番一六号
所在の場所及び面積	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字畑田一〇七二番四 面積九〇三五・二二平方メートル

(文化財課)